

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號四第 卷三十五第

月十年六十和昭

論 叢

日本銀行を中核とする金融機關の組織體……………

經濟學博士 小島昌太郎

資本主義を越ゆるもの……………

經濟學博士 柴田敬

イギリス海運政策史上のアメリカ……………

經濟學士 佐波宣平

個人主義經濟倫理の批判……………

經濟學士 白杉庄一郎

ナチス經濟團體とカルテル……………

經濟學士 靜田均

研 究

石門心學に於ける經濟思想……………

經濟學士 竹中靖一

經濟社會の構造分析……………

經濟學士 北野熊喜男

說 苑

ロバートソンの價格水準理論の批判……………

經濟學士 青山秀夫

陳翰笙著「産業資本と支那農民」……………

經濟學士 鈴木總一郎

附 錄

彙 報

外國雜誌論題

ナチス 經濟團體とカルテル

靜 田 均

ナチスの經濟團體は、自由經濟時代に成立した舊い經濟團體の整理統合によつて生れたものであるが、しかし新團體は舊團體の單なる合理化の所産ではなく、それはナチス流の思想によつて刻印づけられ、質的に全く異つたものとして生れた。第一にまづ職分團體的構想のうへに立脚し、指導者原理を導入した點に、決定的な特色をもつ。それは過去に見たやうな、業者の利益本位の資本主義的な團體ではない。第二に、自然發生的な業者の任意團體ではなく、ドイツ經濟の有機的構成を意圖した法的な強制團體である。義務加入制を標榜するがゆゑに、有資格者は當然に加入しなければならぬ。従つてアウト・サイダーなるものは存しない。第三に當該部門を代表する唯一の公的な團體であつて、私的な團體ではない。それは排他性の原理に立つ自治的な團體である。

經濟集團は國家と民間業者との中間に位する。それは一方において、經濟大臣に對して當該部門の基礎構造であると同時に、『經濟大臣の延長された腕』であり、かゝるものとして、當該部門における政府の經濟政策の實施に意を用ひ、協力しなければならぬ。他方、經濟集團は當該部門の『メガホン』である。それは團員に對して、保護と勸告とを與へ、國家利益を考慮して當該部門の事業を促進すると同時に、當該部門を代表して、當該部門の利益と要求とを國家に傳へなければならぬ。

1) O. H. J. Bühring, Wesen und Aufgaben der industriellen Wirtschaftsgruppen u. s. w. 1940 S. 34.

經濟集團の根底には、ナチス一流の共同體の思想が横たはつてゐるが、さうした新しい考へ方を團員に教へ込み、また實踐的に訓練することは、さしあたつて重要な任務である。その場合、個人的な特殊利益は度外視され、職分團體的利益がより重視される。否、職分團體的利益よりも國家ならびに民族の全體利益こそが、最高の指針でなければならない。

要するにナチスの經濟團體は、半ば國家的統制の執行者として現はれ、半ば自治として現はれる。組織は何ら自己目的ではない。經濟團體は一面においては團體員に奉仕し、他面においては國家に奉仕するやう義務づけられてゐる。従つて任務の遂行は、下からも上からも見なければならぬ。單に監督官廳が指令を與へるに對して、團員が受動的にそれを受取るといふだけでは、いけない。經濟團體と團體員との間に行はれる勸告の普及、質疑應答、指示命令の傳達等が自治團體としての經濟團體の本質ではない。經濟の發展それ自體が課するところの、また國家が國民の指導のために課するところの諸任務に對する財界人の生ける協力こそ、自治團體としての經濟團體の本質をなすのである。

二

新經濟團體は、ナチス獨特の指導者原理に立脚してゐる點において、従前の經濟團體と根本的に異なる。而して主要の機關は、團長、常務理事および顧問である。従前の經濟團體は、多數決の原理に立脚してゐたから、従つて所屬員總會なるものが、重要な意味をもつたけれども、新團體においては、ある意味において團長の獨斷專行を認めるのであるから、總會は存在の理由を失つたといつてよく、わづかに最下位の専門小集團に存置されてゐるに止まり、より上位の集團においては、總會は必要に應じて設けられるにすぎない。以下、業種別經濟團體の

中心をなす經濟集團につき、その構成を見よう。

經濟集團の團長は、上位團體であるライヒ集團の團長の推薦に基づき、經濟大臣によつて任免される。經濟大臣によつて任命されるといふことは、經濟の自治と國家の經濟指導との間の密接な關聯を表現するものであり、新團體の最も本質的な標識である。團長は、經濟集團の秩序ある指導と業務執行に關し、ライヒ集團の團長に對して責任を負はねばならぬ。

經濟集團の團長は名譽職である。他面、彼が自己の代表する企業の指導にも携る限り、集團の事務のみに没頭することは出来ない。しかし、團長は名譽職であるから、彼をして自己の企業を等閑視するのやむを得ざる程度にまで、過重な仕事を負擔せしむべきではない。かうした理由よりして、團長の補佐役としての常務理事なるものが存在するのであつて、この常務理事に對してあらゆる仕事が委ねられ、團長はその上にたつて必要な指揮をなすわけである。

團長は自己の任務の遂行のため、經濟大臣から指圖權を與へられて居り、彼れの指揮に服しない團員に千マール以下の秩序罰を課することが出来る。また下位集團に對しても一定の指圖權をもつ。團長は、當該集團のあらゆる事務に關して、自由なる判斷に基づいて決定を與へることが出来る。ただし、顧問の意見を徴さなければならぬ。

經濟集團の團長および上位團體の指示を遂行することは、取りも直さず經濟集團の業務執行に外ならないが、その先頭に立つものは常務理事乃至その代理人である。いづれも顧問の意見を徴し、ライヒ集團の團長の同意を得て經濟集團の團長の任免するところである。常務理事は經濟集團の顧問の中から選ばれる。常務理事は、自己

の團體を代表して業種別下位團體の會議に参加することが出来る。經濟集團の業務執行に關して、彼は國民勞働秩序法にはゆる經營指導者に外ならない。すなはち團長の指示に従つて、經濟集團のあらゆる當面の業務を處理することを要する。その業務執行はあくまで不偏不黨たることを要すると同時に、職務遂行上より知り得たる團員の營業上の機密、特に統計的報告に關しては、祕密を守らねばならない。かうした祕密保持の義務は、經濟集團の團長および顧問に對しても例外なしに妥當するところである。けだし、彼等は一面において企業者である以上、他人の機密を知ることが、競争において有利な地位をしめることとなるからである。そしてそれはナチスの根本原理および經濟團體の意味と公然相反するからである。

經濟集團の第三の機關は顧問である。それはいふまでもなく團長の諮問機關であるが、團員の多數によつて選舉されずに、團長によつて選任される點に、從來の經濟團體と違つた根本的な特色がある。下位集團の團長は、當然に顧問たりうるが、ほかに團長は團員の中から顧問を選任することが出来る。但し、この場合は、ライヒ工業集團の團長の同意を得なければならぬ。經濟集團の重要事項は顧問會議に附することを要する。その主なものは豫算の決定、分擔金の決定、基本財産の取得、その他財産法的事務、常務理事の任免、定款の作製および變更等である。

團長は顧問會議の決議に拘束されることなく、自由に且つ独自の判斷に基づいて、決定を與へることが出来る。けれども顧問の多數と反對の決定を與へる場合には、上位團體の同意を得なければならぬ。顧問の三分の一が開會を要求したとき、團長は顧問會議を召集しなければならぬが、通常の顧問會議は事業年度満期後六箇月以内に開かれることになつて居り、経過報告や會計報告が行はれると同時に、團長に對する信認投票がなされる。

さて團員に對しては如何なる變化が起つたであらうか。從來の經濟團體にあつては、經費分擔の義務と祕密嚴守の義務とが主たるものであつたが、新團體においては、經濟集團の共同事業への参加が、團員の第一の義務である。それについては従前の通り、經費分擔の義務と祕密嚴守の義務があるが、これに加ふるに報告の義務があり、さらには身分的名譽保持の義務もあることは、ナチス的特色として指摘するに値しよう。さうしてこれらの義務に違反したる團員に對しては、團長によつて秩序罰が課せられたり、或は名譽裁判所によつて戒告されたりするのである。

三

新經濟團體の成立によつて、從來のあらゆる經濟團體は、もはや代表の資格を失ふと同時に、その任務も、それがナチスの經濟觀および新經濟團體の本質に合致する限り、悉く新經濟團體に移行した。ただ市場統制のおよびカルテル的協定のみは例外であつて、從來の團體に保留され、新經濟團體には明白に禁止されたのであつた。換言すれば、市場統制を標榜せざる利益團體は、直ちに新經濟團體に改組されたけれども、カルテル的な團體はそのまゝ存置されたわけである。

ナチス以前のいはゆる自由主義時代においては、カルテルと經濟團體との區別は、必ずしも明確ではなかつた。¹⁾なるほど全國工業聯合會の如き、全獨逸工業を網羅する中樞的經濟團體は、直接市場統制に携らなかつたから、カルテルでないことは、たしかである。それは例へばV D M Aの如き比較的高次の經濟團體(ナチスの經濟集團に相當する)と同じやうに、カルテルの領域における出來事を觀察し、すべての場合にそのメンバーに總括的な勸告を行ふだけであつた。しかし、より低次の經濟團體にあつては、それが専門化すればするほど、同じ團體で經濟政

- 1) E. Barth, Der fachliche und regionale Aufbau der gewerblichen Wirtschaft. Jahrbuch der nationalsozialistischen Wirtschaft. 1937.
- 2) Reichsverband der Industrie.
- 3) Verein Deutscher Maschinenbau-Anstalten.

策的機能とカルテル的機能とを併せ營んでゐたのであつて、明確な分離は存しなかつた。そしてかうした状態は、自由主義時代においては格別の支障を生じなかつた。カルテルも經濟團體も、ひとしく任意加入の根本原則の上に建てられてゐたからである。

しかるにナチス時代になつて、經濟團體なるものが強制的な公的團體となり、義務加入制に革まると同時に、市場統制をもなすところの在來の經濟團體は、忽ちにして強制カルテルに轉化せざるを得ない。この事實は獨逸の國民經濟を全面的にカルテル化することを意味する。それは終局において一般的な價格騰貴を齎すであらう。⁴⁾だが、斯くの如きはナチス當局者が標榜せる低物價政策と相容れぬものであること、いふまでもない。そこで一般的な經濟政策の擔當者である經濟團體と市場統制を行ふカルテルとを峻別し、經濟團體が市場統制に携ふことを禁止する必要が生じた。一九三五年二月二十七日附ライヒ工業集團長の指令は、この問題に暫定的な解決を與へんとしたものに外ならぬ。

指令はまづ集團とカルテルの『緊密かつ信頼にみちた協力』を強調し、市場統制の問題については、集團の指導者原理および強制加入制度はカルテルに適用さるべきでないことを言明してゐる。そしてカルテルはカルテル監視立法の下に市場統制的措置を講ずべく、集團は市場統制問題における觀察・勸告・保護に協力し、カルテルの措置に對して自己の意見を表明すべきである、と語つてゐる。

ついで一九三五年三月一日ライヒ工業集團長は、集團とカルテルとの混同を避けるべく、名稱の區別に關する指令を發して、Gruppeといふ名稱はナチスの新經濟團體以外に使用することを禁止した。さうしてカルテルは名稱においても、定款においても、カルテルたることを明かにし、Gruppe, Verband, Verein, Fachschaft等の名

4) L. Häberlein, Das Verhältniss von Staat und Wirtschaft. Bd I 1938, S. 184.
5) H. Müllensiefen, Von der Kartellpolitik zur Marktordnung und Preisüberwachung. 1936 S. 67.

稱を使用してはならぬことを通達した。⁶⁾

かくして經濟團體とカルテルとは、別箇の組織として取扱はれることゝなつたのであるが、しかし同一人が双方の主腦役員を兼ねることは可能であつたから、經濟團體とカルテルとは、指導と運営の點において、必ずしも完全に分離されたわけではなかつた。そしてそこに解決を要する問題が横たはつてゐたのである。⁷⁾ けだし、集團の團長は極めて強大な権限を有するがゆゑに、悪くするとそれを濫用する恐れが多分にあつた。例へば、ある専門集團の團長がその部門におけるカルテルの理事長を兼ねてゐたとする。そのカルテルが強制カルテルでない以上、當然にアウト・サイダーがあるわけであるが、アウト・サイダーといへども、集團に關する限りは團員である。さうした場合、カルテルの理事長を兼ねた集團の團長は、カルテルの利益のため、團長の地位を利用して、カルテルのアウト・サイダーである團員に壓迫を加へ、カルテルへの参加を強要することがあるかも知れない。あるひはまた集團の團長がカルテルの理事長を兼ねるとすれば、カルテル理事長として、自己の經營上または他の競争上必要な情報をカルテル・メンバーから報告せしめるやうなことがあるかも知れない。かうした危険を避けんがためには、集團の指導と運営とは、カルテルの指導と運営から區別されねばならぬ。少くとも團員に對する非黨派性を確保することが必要を限りにおいて。

四

前述の如く、ナチス經濟團體の成立に伴ひ、私的な組織であるカルテルとの關係をどう處理するかといふ問題が起つた。それはすでに一九三五年ごろから擡頭してゐたのであるが、一九三六年にいたつて、二回にわたる經濟大臣の訓令により、政府の最高方針が示達された。すなはち七月七日附經濟大臣の訓令は、經濟團體の任務を

6) Ibid. S. 68.

7) Berkenkopf, Gewerbe und Gewerbepolitik. 新獨逸國家大系 第九卷 一三一頁。

まづ範例的に舉示したが、ついで十一月十二日附經濟大臣の訓令は、特に經濟團體とカルテルとの關係を判然と規定し、兩者の協力を要望したのである。換言すれば、經濟團體はカルテルの上位にあつてカルテルの指導監督にあつると同時に、經濟集團とカルテルとの主腦役員の兼任は、原則として禁止されることゝなつた。

元來、ナチス經濟團體の任務は、一九三四年十一月二十七日の第一次施行令第十六條の規定するところではあるが、それは漠然と『専門別領域において團員に勧告および保護を與へる』旨を明かにしたただけであつて、詳細は團長および常務理事の裁量にある程度委ねられ、決して具體的に明瞭ではなかつた。この點に關し、一九三六年七月七日附經濟大臣の訓令は、經濟團體が今後從來よりも一層深く『經濟政策の日常事業』に關係すべき旨を強調し、例示的に具體的任務の一斑を掲げたのである。⁸⁾

- (一) 團員の技術的な教育及び啓蒙、新技術方法の導入、新製作材料ならびに隣接部門における技術的進歩に關する教育
- (二) 當該専門部門の重要經濟問題(當該生産物の前行段階の生産物及び最重要原料の市況)に關する團員の經濟教育
- (三) 經濟性(採算)向上のために勞働様式ならびに經營執行の改善を圖らんとする團員の指導
- (四) カルテル問題における指導(但し經濟團體は、別箇の發令あるまで市場統制的措置を講ずることを得ず)
- (五) 租稅政策上の業種別問題の處理
- (六) 地域的意義を越えた運賃問題の處理
- (七) 商業政策及び爲替問題の處理
- (八) 當該部門に於ける研究機關ならびに教育訓練施設の助成
- (九) 國防經濟及び防空問題の處理
- (十) 當該専門部門の業務に關し報告を徴すること
- (十一) その他専門部門におけるあらゆる經濟法的・社會經濟的な問題の指導
- (十二) 後進の養成に關する協力

8) H. Müllensiefen, Freiheit und Bindung in der geordneten Wirtschaft.

以上は經濟團體の任務を具體的に列舉したものであるが、しかし經濟團體の任務はこの範圍内に限定されることを意味するものではない。經濟團體の任務は日常の經驗よりして、また移りゆく業界の事情に即應して、適宜附け加へらるべきものである。

ところで右に示された限りにおいて、經濟團體の任務を見ると、いささか羅列的であつて、重點は必ずしも明瞭ではないが、ただカルテルとの關係についてだけいへば、經濟團體そのものはカルテル問題に關與するけれども、みづから市場統制に携はることを禁ぜられてゐることを注意する必要がある。

一九三六年九月九日、ナチスはいよいよ再軍備に乗出すことに決意を固め、新四箇年計畫を提唱した。國防國家の建設が標榜され、軍需生産力の擴充とアウトルキー確立とをめざして積極的な國家的企畫が行はれた。そしてその基礎として、原料問題および植民地問題の解決が高唱された。經濟團體はこの新しい情勢に即應して大きな役割を演じなければならぬ。かくて同年十一月十二日の經濟大臣訓令は、經濟團體の任務を一段と明確化し、その目標を端的に指示したのである。

訓令によると、經濟團體の任務は、民族と國家の利益のため、團體員をば最大可能の經濟性[、]と最高能率[、]を發揮するやう教育するにある。これがために必要な共同動作を、とりわけ技術的及び經營的領域において、また統計及び市場分析の領域において、遂行しなければならぬ。さうして集團の團長及び常務理事は、自己の創意と責任をもつて、前記の領域において如何なる任務が特に緊要であるかを検討し、しかるのち全關係者と一致協力して着手すべき義務を負はされたのである。

まづ技術の方面においては、四箇年計畫への協力といふことが、先頭に掲げられ、なかんづく原料生産及び原料節約が前面に押出された。次に經營經濟の方面では、多くの部門において計理の改善、簿記及び計算に關する統一的基準の設定が、特に緊急事とされ、正しい計理と經費の比較とが大いに重要視されてゐる。かくしてあらゆる企業の經濟性は昂められ、費用及び價格の低下、不必要な價格騰貴の防止が期待されるわけだ。

五

一九三六年十一月十二日附經濟大臣の訓令に基づき、經濟大臣はまづカルテルその他の市場統制團體に對する自己の監督權をライヒ工業集團及びライヒ商業集團に委譲し、ついでライヒ手工業集團にも委譲した。むろん經濟大臣は、その後も最高の監督機關であることに變りはないが、ただ従來の如くみづから監督權を行使せず、これをライヒ集團に委任したのである。さうしてライヒ工業集團は、この委譲された監督の權限をば、經濟集團ならびに經濟集團の團長および理事に委譲することが出来るから、従つて實際にカルテル監督の衝にあたるのは、經濟集團の團長あるひは常務理事であり、彼等はライヒ工業集團の不斷の協力者および代表者として活動するわけだ。¹⁾

第一、經濟集團はカルテルから市場統制的措置に關して、文書または口頭で報告をうけることが出来、これに對しカルテルは報告の義務がある。要するにカルテル監督機關としての經濟集團に對し、カルテルの措置を吟味する可能性を與へ、國家の經濟指導てふ見地に立つて、カルテルの行動を規正し、經濟國策の域外に逸脱しないやうにするのが、その目的である。

第二、經濟集團はカルテルの集會および會議に参加する權利がある。總會のみならず、委員會や理事會にも參

1) Bühring, Ibid.

加することが出来る。かゝる場合、效果的な協力を確保するため、カルテルは當該經濟集團に對し、問題の會議に先立つて招待の通知を出す義務がある。そしてその通知には、日程の細目を明瞭に記載し、重要な決議の草稿を添附しなければならぬ。これ經濟集團に對して、問題の會議以前に態度を決定する可能性を與へるためである。經濟集團は、次第によつてはより下位の經濟團體である専門集團の團長および理事の協力を求める場合もある。

第三、經濟集團およびその代表者はさらにカルテル協定の締結に參與することが出来、またそれに必要な事前の討議に参加することが出来る。そしてこの場合にも、經濟集團に對してカルテル側から、日程および決議草稿があらかじめ送達されねばならぬ。しかし、經濟集團はみづから市場統制的行爲に携はることを禁ぜられてゐる。この協力によつて、頭からカルテル政策と國家指導の經濟政策的線との合致が確保されねばならぬ。

第四、經濟集團は、重大なるカルテル決議が行はれる際、自己の意見を表明する権利がある。すなはちその決議に賛成し、反對し、また變更を要求することが出来る。重大なる決議とは價格および條件、割當の變更、封鎖の執行、カルテルの改組等である。さればカルテルは、出来るだけ早目に經濟集團に對して決議の草稿を提出し、その諒解を求めることが、大切である。同時に經濟集團は、事前に右の權利を行使し、カルテル監督上の手落から後日問題を惹起することのないやうにせねばならぬ。尤も經濟集團の態度決定は、後日に至つて異議を唱へることを、必ずしも排除するものではない。

要するに市場統制的協定の締結は、いまやカルテル當事者のみによつて行はれず、經濟集團が第三者としてそれに關與することになつたのであり、經濟集團は會議において國家指導および一般の利益を代表しなければな

らぬ。このことは、經濟集團がカルテルの運営に直接干渉し、またカルテル政策を直接指導する可能性を與へたものではないが、しかしカルテルが經濟集團の監督下におかれることゝなつたのだから、經濟集團はカルテル政策を國策の線に沿はしめる可能性を與へられたといふことが出来る。

しかし、カルテルと經濟集團との間に摩擦を生ずることもあるであらう。經濟集團がカルテル誘導においてカルテル側の抵抗に出遭つた場合、經濟集團はカルテルの決議に關して經濟大臣に訴へることが出来る。經濟大臣は、カルテル政策に干渉する可能性をもつからである。しかし、なるべくならカルテルの業務執行との緊密な共同動作に基づいて、カルテル政策を行ひ、平和的な折衝によつて對立を克服することが、望ましい。それは偏に直接カルテル監督の衝にあたる集團幹部の手腕に委ねられてゐる。カルテル監督機關としての經濟集團は、一種の經濟警察ではなく、一般的利益に關する助言者および促進者として、カルテルおよびカルテル・メンバーに相對してゐるものなから、相互の間に信頼にみちた共同動作がとられることが、必要である。

なほ經濟集團のカルテル監督に關して、特筆に値するのは、カルテル目録のことである。すなはち一九三六年十一月十二日の訓令は、カルテル監督の手段として新たにカルテル目録を作製し、これを經濟集團に備付けることを命じた。カルテル目録を特設の中央機關で管掌せしめることを避けたのは、變轉つねなき材料を死藏するに止まり、折角の報告を利用せず終ることを惧れたためである。従つてカルテル目録は方々に分散してゐるわけだ。個々の經濟集團に備付けられたカルテル目録には、絶えず現狀が記入されなければならぬ。カルテル目録が、カルテルを直接指導し、かつ最もよくカルテルの重要性を吟味し、かつその措置を吟味しうる所で記入されるといふことは、カルテル監督に最も好都合のことである。これがため、カルテル目録用の質問票が使用され

る。それは同時に申告用紙でもあるのであつて、ただにカルテルの法律上の關係のみならず、カルテル・メンバーの數やアウト・サイダーの數やアウト・サイダーの取引に對するカルテルの取引の關係等に關する事項を書き込むやうに出來てゐる。さらに重要なことは、取引の發展やカルテル價格の發展に關して報告が行はれることである。これによつて經濟集團は、カルテル價格の發展とアウト・サイダーの價格の發展とを比較検討し、カルテル政策の發展を判斷することが出来る。

最後に強制カルテル法の運用にあつて、經濟團體が重要な役割を演ずることを附け加へておかねばならぬ。すなはち強制カルテルの設立や事業の新設擴張の禁止を政府が命ずる場合には、事前に經濟集團が下審査を行ひ、自己の意見を具して、上級團體たるライヒ集團を経て、經濟大臣の裁決を仰ぐのである。さうして經濟大臣は、必要と認めたる時、經濟會議所の意見を徵することが出来る。

六

一九三六年十一月十二日の訓令における第二の重要な點は、經濟集團の指導とカルテルの業務執行との間に於ける人的區別を確立した、といふことである。『經濟集團および會議所の指導および業務執行は、少くともそれがある構成員に對し、非黨派性の確保のため必要である限りにおいて、市場統制團體の指導と業務執行から、原理上は切り離されねばならぬ。』この規定は、カルテルの監督が經濟集團に移つた必然的結果であり、何人も自分で自分を監督することは出來ぬ、といふ原理に對應するにすぎぬ。カルテルに對する監督は、そのカルテルと無關係の人のみが爲しうることは、自明の理である。¹⁾

従來、經濟團體とカルテルとはその役員がしばしば混淆した。カルテルの役員であつても、政治的に非難の餘地なく、信用のおける人物であるならば、専門集團の指導と業務執行にあつた事例は少くない。然るに新規

1) Bühring, Ibid.

定によつて、かくの如き人的關係の錯綜はもはや原則として認められないのであるから、集團の團長とカルテルの理事長とが同一人によつて兼任されてゐる場合、いづれか一つを辭めなければならぬこととなつた。それは責任の分離を意味し、非黨派性の確保のためであつて、それ以外に意味はない。従つてことは首脳部に關係するだけである。例へば、専門集團に勤めてゐる甲が法律問題、引渡條件、價格問題、投資の禁止等に關し、進んで當該部門のカルテル職員たること共同動作をとるか、或は同一人で双方の事務を兼擔してゐるといふ類ひのことは、經濟集團もしくは専門集團の指導に黨派性を興へるほどのことはない。否、むしろかうした共同動作によつて、團體が多くの時間と費用とを節約することが出来るであらう。

人的分離は、責任ある指導においてカルテル問題と専門集團の任務との混淆を防止する點にその意義がある。集團の團長はあらゆるカルテル拘束に累はされることなく、獨自の決定を與へることが出来ねばならぬ。カルテルの利己的努力が經濟團體に移ることを防止せねばならぬ。特に注意すべきは、カルテルが専門集團の中に加つてゐる人の一部だけを統制し、他の大多數の者がカルテルに加つてゐない場合であつて、かゝる場合には、カルテルの理事が専門集團の團長として認められた權利を行使して、カルテル政策の點でアウト・サイダーに壓力を加へることは、無條件的に阻止されねばならぬ。

右の理由よりして、集團の最高の指導とカルテルの業務執行とはハツキリと分離されねばならない。法律的に考察しても、この分離は必要である。何となれば、専門集團の指導者として、またカルテル監督の埒内において、團長は公法的に活動してゐるから、彼れの措置に對しては、私法の規定に従つて規律され得ない。これに反し、カルテル理事長として彼は、彼の構成員に對して、民法の當該規定によつて、充分の責任を負ふのであり、私的告訴の途を辿つて辯明を求めうるのである。従つてカルテルの運営と集團の指導と二つながらカルテル理事

長の手に委ねられてゐるときは、カルテルのアウト・サイダーを完全に牛耳る権力が與へられることになるであらう。集團の常務理事とカルテルの常務理事との兼任も、望まぬからぬものであり、たとひカルテルの理事と集團の團長とが別人であつても、常務理事が同じであれば、弊害を醸す惧れがある。けだし、常務理事は集團の團長の最も重要な協力者であり、従つてその影響力も大きいわけであるが、カルテルの運営に關する限り、彼はカルテル・メンバーの意向に左右される地位にあるからである。彼の俸給も辭任も、結局においてカルテル・メンバーにかゝつてゐるから、とかくカルテルの利害關係に動かされる嫌ひを免れぬ。そしてそれが集團に累を及ぼすことは、明かである。

従つて訓令は、集團およびカルテルの首腦部の專任制を標榜し、兼任を排する建前をとつた。むろんこれは原則の場合に屬し、例外の場合は國家の特別の認可をもつて許されてゐる。

例外の第一は、カルテルが輸出問題に携はる場合である。この場合には、集團と特に緊密な提携をなすことが望ましい。なぜなら、輸出の振興と促進は、經濟集團と専門集團との最も重要な課題だから。外國貿易の領域においては、國民經濟の利益は輸出の増大、外貨の獲得の増大にある。

第二の例外は、獨逸一國にまたがるカルテルの理事長が同時に經濟會議所の會頭または地域集團の團長である場合である。この場合、後者は何らカルテル監督の権限を有しない。また相互のメンバーの範圍は一致しない。従つて格別の問題を生ずる惧れはないわけである。ある専門集團の團長が、かねて地域的に限られたカルテルの理事長である場合もまた同様である。この場合はメンバーの範圍が異なるから、集團とカルテルとの任務の分野が混淆する危険は、存しない。以上述べたことは、常務理事についてもいひ得られる。しかしながら、これらの場合はあくまで例外であつて原則ではない。原則としては、集團とカルテルとは分離してゐる。